

会 議 録

会議の名称	令和 6 年度第 2 回那珂川市介護保険運営協議会		
開催日時	令和 6 年 11 月 27 日 (水) 19 : 00～20 : 00	開催場所	那珂川市福祉センター3 階
出席者	1. 委員 前田委員 吉田委員 武末委員 河野委員 山口委員 空委員 別府委員 池田委員 吉武委員 時里委員 曾部委員 川添委員 (欠席者) 荒巻委員 小塚委員 平野委員 重松委員 2. 事務局 下田高齢者支援課長、古川高齢福祉担当係長 福田介護保険担当係長、前田主事、吉浦主事		
配布資料	資料 : 第 8 期介護保険事業計画の給付実績について		
公開区分	開示 ・ 一部開示 ・ 非開示 (理由：情報公開条例第 9 条第 4 号に該当)		
議題及び審議の内容			
1. 会長あいさつ			
2. 報告・協議事項			
(1)第 8 期介護保険事業計画の給付実績について			
資料について事務局説明			
(説明概要)			
・ 資料 1－1 は、6 5 歳以上の被保険者数、要介護認定者数、認定率、総給付費、被保険者 1 人あたりの給付費をまとめた表である。			
・ 令和 3 年度から令和 5 年度までの第 8 期計画の総括として、6 5 歳以上の第 1 号被保険者数、要介護認定者数、要介護認定率、総給付費は概ね第 8 期計画通りの実績となっている。			
・ 資料 1－2 は、資料 1-1 の総給付費をサービス毎に比較した表である。			
・ 「居住系サービス」の累計が計画よりも少ない数値となった要因は、新型コロナウイルスの影響から新規入居者の受入れを一時停止した施設等があったことから、給付費が減少したと考えられる。			
・ 「介護医療院」の総給付費が対計画比 2 1 6 . 4 %、「介護療養型医療施設」の総給付費が対計画比 5 5 . 8 %となっている。これは「介護療養型医療施設」が令和 6 年 3 月末に廃止となることに伴い、施設が廃止される前に他の施設に移動されたことが要因と考えられる。			
・ 「訪問看護」の総給付費が対計画比 1 5 3 . 0 %となっているのは、新型コロナウイルスの影響から、医療機関等への通院が減少したことに伴い、訪問看護サービスの利用者が増加したと考えられる。			

- ・資料 1-3 は、利用者数をサービス毎に比較した表である。
- ・各サービスの小計では、計画値より実績値は低い数値となっている。
- ・資料 1-4 は、受給者 1 人あたりの給付費をまとめた表である。
- ・利用者数は少なくなっているが、給付費が上がっており、これは 1 人あたりの給付費が増加しているためと考えられる。
- ・1 人あたりの給付費が高くなる要因としては、介護度の高い方のサービス利用が多くなったことが考えられる。
- ・第 9 期介護保険事業計画では、計画期間となる令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 ヶ年分の給付費を算出し、介護保険料を算出している。第 9 期の給付費の見込額については、第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 79 ページに記載しているとおりである。

【質疑応答】

委員：居住系サービスについて一時的に利用を控えた理由は、新型コロナウイルスだけなのか、他に理由があるのか。

事務局：その他の理由について報告は受けていないため、新型コロナウイルスの影響だと考えている。

委員：在宅サービスが増えた理由に在宅医療をする事業者が増えた等はあるか。

事務局：在宅サービスが増えたのは、通所リハビリテーションを受けていたが、感染リスクから訪問リハビリテーションに変更した方や、ショートステイを利用していたが在宅でのサービス利用に変えた方がいたためと考えられる。

委員：在宅サービスを提供する事業者が増えたのではなく、利用者側に変化があったということか。

事務局：その通り。

委員：8 期期間中の施設や事業所の様子について委員からも報告をお願いしたい。

委員：施設の利用者数減については、新型コロナウイルスの影響で施設見学の自粛や入院者が増えたというのがあった。

委員：通所サービスでは、事業所でクラスターの発生や利用者家族の感染があり利用者数が減少することがあった。

(2) 第 9 期計画の介護予防・重症化防止の推進及び介護給付の適正化に向けた取り組みについて

第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画をもとに事務局説明

(説明概要)

計画 59 ページ介護予防・重症化防止の推進について。

- ・「(1) 介護予防普及事業の啓発」では、高齢者の健康に対する意識を高め、生きがいを持って暮らしていくことができるよう、介護予防の重要性に関する啓発に取り組む。主な取り組みは「介護予防出前講座」「介護予防普及啓発の拡充」「介護予防運動教室」を実施する。

- ・「(2)高齢者の自立度に応じた介護予防施策の充実」では、要支援・要介護になるリスクを有する高齢者を早期発見し、対象者に適した社会資源・福祉サービスの利用に繋げ、心身の状態の維持・悪化予防のための支援を実施する。主な取り組みは「いきいきリフレッシュ教室」「基本チェックリスト」「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施する。

計画 8 4 ページ介護給付の適正化に向けた取組の推進について

- ・介護給付の適正化については、大きく 5 点の取組を実施する。そのうち (2) ケアプランの点検、(3) 縦覧点検医療費情報との突合について説明する。
- ・(2) ケアプランの点検は、ケアプランの基本となる事項を介護支援専門員と検証確認を行う。介護支援専門員の気づきを促すとともに、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用した点検を重点的に実施するなど、適正な給付の実施に努める。
- ・(3) 縦覧点検医療費情報との突合は、国民健康保険団体連合会との連携により、介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用した点検を重点的に実施するなど、サービスの整合性などの点検を行う。不適切または不要なサービス提供が行われた場合は、過誤処理につなげ、これらの取組を実施し、介護保険制度の適正な運用に努めていく。

【質疑応答】

委員：福祉用具の貸与の疑義のあるケースについて、電動車椅子を使用している方が、介護度が低くなったため電動車椅子が使用できなくなるという話を聞いた。状態が改善し介護度が変わったため福祉用具を使用できなくなるということはあるか。

事務局：福祉用具の貸与については、例外給付という制度がある。利用者の事情によりケアマネジャーから申請があれば、給付の対象外となった場合も審査のうえ継続して利用することは可能である。

委員：将来的に在宅サービスが増えると思うが 9 期計画には反映されているか。

事務局：在宅サービスは増加する見込みで計画を立てている。

委員：介護予防について、区ではサロンやシニアカフェを開催している。参加者が増えない、特に男性の参加者が増えない現状がある。市の方で参加者を増やす取り組みをしていただきたい。

事務局：市としても参加者を増やすことが課題だと認識している。具体的にどうするかは検討している段階である。周知の仕方等今後も検討していく。

委員：市の職員が利用者の自宅に訪問し福祉用具の点検を行うことはあるか。

事務局：市の職員が訪問することは行っていないが、住宅改修も福祉用具も必ず事前申請をしていただいている。購入した後にも事業所から報告を頂き、用具・改修の必要性の確認を行っている。

委員：基本チェックリストについて、知らない方が多いと感じる。そういう方はどこに何を相談すればいいのか知らないと思うが、どう対応していくのか。

委員 : そういう方はサロン等で情報をもらい、包括支援センターに繋がっている。民生委員が訪問活動をした先でそういう方がいた場合は、民生委員からも包括支援センターへ繋がっている。

委員 : 民生委員が訪問するのは高齢夫婦のみ世帯、単独世帯だと思う。家族同居で日中が高齢夫婦のみ等の世帯は取りこぼされているのではないか。

委員 : 民生委員の訪問先はそうだと認識している。区がもらう情報は家族構成に関わらないため、包括に適切に繋がっている。

委員 : 地区によって見守りのレベルが異なると思うが、市として何か対策を行う必要性は感じているか。

事務局 : 地域の人への啓発をしていきたい。見守りの話について、家族同居の方が対象外となっているのは事実だが、避難行動要支援者台帳への登録をいただくと、民生委員の訪問の対象とすることができることを補足しておく。

委員 : 先ほど地域によって見守りのレベルが違うとあったが、避難行動要支援台帳の登録の勧奨を80件以上行ったが、個人情報の記載を気にされる方や、まだ見守りは必要ないと登録を断る方がほとんどで、80件のうち3件程度の申請になった。民生委員が訪問して状況を見れば、申請の要否がわかるので、不安な方は申請するのが良いと思う。

4. その他

事務局 : 次回の本協議会の開催について報告。第3回を3月に開催をすることを予定している日程の詳細については、改めて連絡する。事務局からは以上。

会長 : 以上をもちまして第2回那珂川市介護保険運営協議会を終了する。